



宮 崎 県 公 報

平成19年7月2日(月曜日) 第 1892 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号

小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日

購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

- 生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (国保・援護課) 1
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止…………… (“) 1
- 生活保護法に基づく指定医療機関の休止…………… (“) 1
- 生活保護法に基づく介護機関 (居宅介護事業所) の指定…………… (“) 1
- 生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護支援事業所) の廃止…………… (“) 2
- 生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護支援事業所) の名称の変更…………… (“) 2
- 生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護支援事業所) の所在地の変更…………… (“) 2
- 保安林の指定予定の通知 (3件) …………… (自然環境課) 3
- 水防警報を行う河川の指定…………… (河川課) 3

公 告

- 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針案の縦覧…………… (自然環境課) 5
 - 鳥獣保護区特別保護地区の指定に関する公聴会の開催…………… (“) 6
 - 特定鳥獣保護管理計画に基づくニホンジカの狩猟期間の延長に関する公聴会の開催…………… (“) 6
 - 土地改良区の役員の就退任の届出 (3件) …… (農村整備課) 6
 - 県宮土地改良事業の工事の完了…………… (“) 8
- ### 人事委員会公告
- 平成19年度宮崎県職員採用試験 (短期大学卒業程度・高等学校卒業程度)、宮崎県看護師採用試験、宮崎県診療放射線技師採用試験及び宮崎県臨床検査技師採用試験の実施…………… 8
 - 平成19年度警察官B (男性) 採用共同試験及び宮崎県警察官B (女性) 採用試験の実施……………16

告 示

宮崎県告示第 585号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成19年7月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|----------------|---------------------|-----------|
| 小林泌尿器科クリニック | 小林市大字細野1810番地1 | 平成19年6月1日 |
| 医療法人高見会木城クリニック | 児湯郡木城町大字高城3848番地 | 平成19年6月1日 |
| やまのくち歯科 | 都城市山之口町花木2262番3 | 平成19年6月1日 |
| キャロット薬局 | 都城市都原町8145番6 | 平成19年5月1日 |
| かりん薬局 | 延岡市大貫町3丁目979番地2 | 平成19年6月1日 |
| マリーズ薬局南郷 | 南那珂郡南郷町大字中村乙2105番地4 | 平成19年6月1日 |

宮崎県告示第 586号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年7月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

| 名 称 | 所 在 地 | 廃 止 年 月 日 |
|---------|------------------|------------|
| 小林泌尿器科 | 小林市大字細野1810番地1 | 平成19年5月31日 |
| 木城クリニック | 児湯郡木城町大字高城3848番地 | 平成19年5月31日 |

宮崎県告示第 587号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成19年7月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

| 名 称 | 所 在 地 | 休 止 年 月 日 |
|---------|---------------|------------|
| 西都クリニック | えびの市大字向江680番地 | 平成19年5月31日 |

宮崎県告示第 588号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成19年7月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

| 居宅介護事業者 | | 居宅介護事業所 | | 指 定 年 月 日 |
|------------------|--------------------|------------------|-------------------|--------------|
| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 名 称 | 所 在 地 | |
| 社会福祉法人新富町社会福祉協議会 | 児湯郡新富町大字上富田7485番地4 | 新富町地域包括支援センター | 児湯郡新富町大字上富田7491番地 | 平成19年6月1日 |
| 社会福祉法人高鍋町社会福祉協議会 | 児湯郡高鍋町大字北高鍋 300番地 | 高鍋町地域包括支援センター | 児湯郡高鍋町大字上江8437番地 | 平成19年6月1日 |
| 医療法人高見会 | 児湯郡木城町大字高城3848番地 | 医療法人高見会 木城クリニック | 児湯郡木城町大字高城3848番地 | 平成19年6月1日 |
| 社会福祉法人徳榮会 | 日南市大字楠原1840番地 | アリビオさくら デイサービス | 宮崎郡清武町大字加納甲1318-1 | 平成19年4月1日 |
| 社会福祉法人徳榮会 | 日南市大字楠原1840番地 | アリビオさくらショートステイ | 宮崎郡清武町大字加納甲1318-1 | 平成19年4月1日 |
| 有限会社延和 | 小林市大字東方24番地24 | ヘルスレント宮崎あやステーション | 東諸県郡綾町大字南俣329 | 平成19年6月1日 |
| 社会福祉法人木城町社会福祉協議会 | 児湯郡木城町大字椎木2140番地1 | 木城町地域包括支援センター | 児湯郡木城町大字椎木2140番地1 | 平成19年5月1日 |

宮崎県告示第 589号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年7月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

| 居宅介護事業者 | | 居宅介護事業所 | | 廃 止 年 月 日 |
|----------|------------------|-----------------|-----------------|--------------|
| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 名 称 | 所 在 地 | |
| 永田昌彦 | 宮崎市江南4丁目13番3号 | 木城クリニック | 児湯郡木城町大字高城3848 | 平成19年5月31日 |
| 株式会社コムスン | 東京都港区六本木6丁目10番1号 | 株式会社コムスン延岡北ケアセン | 延岡市紺屋町2丁目3番地2号岸 | 平成19年5月31日 |

| | | ター | 上店舗 102号 | |
|----------|------------------|--------------------|------------------------|------------|
| 株式会社コムスン | 東京都港区六本木6丁目10番1号 | 株式会社コムスン宮崎日向ケアセンター | 日向市富高6918日豊ビル2階No.7号室 | 平成19年5月31日 |
| 株式会社コムスン | 東京都港区六本木6丁目10番1号 | 株式会社コムスン宮崎西都ケアセンター | 西都市聖陵町2丁目4番地NTT西都営業所1F | 平成19年5月31日 |
| 株式会社コムスン | 東京都港区六本木6丁目10番1号 | 株式会社コムスン清武ケアセンター | 宮崎郡清武町加納乙132-3 | 平成19年5月31日 |

宮崎県告示第 590号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護支援事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成19年7月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 届出をした指定介護機関（居宅介護支援事業所）

| 居宅介護事業者 | | 居宅介護事業所 | |
|-----------|---------------|--------------|-----------------------------|
| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 名 称 | 所 在 地 |
| 社会福祉法人徳榮会 | 日南市大字楠原1840番地 | さくら居宅介護支援事業所 | 宮崎郡清武町加納3丁目16番地メモワール2 101号室 |

2 届出事項

| 居宅介護事業所の名称 | | 変 更 年 月 日 |
|--------------|------------------|--------------|
| 変 更 前 | 変 更 後 | |
| さくら居宅介護支援事業所 | アリビオさくら居宅介護支援事業所 | 平成19年4月1日 |

宮崎県告示第 591号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護支援事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成19年7月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 届出をした指定介護機関（居宅介護支援事業所）

| 居宅介護事業者 | | 居宅介護事業所 | |
|-------------------|-------------------|----------------------|-------------------------------------|
| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 名 称 | 所 在 地 |
| 社会福祉 法人徳榮 会 | 日南市大字楠原18 40番地 | さくら居 宅介護支 援事業所 | 宮崎郡清武町加納 3丁目16番地メモ ワール2 101号室 |

2 届出事項

| 居宅介護事業所の名称 | | 変 更 年月日 |
|-------------------------------------|-----------------------|---------------|
| 変 更 前 | 変 更 後 | |
| 宮崎郡清武町加納3丁目 16番地メモワール2 101 号室 | 宮崎郡清武町大字加納甲 1318-1 | 平成19年 4月1日 |

宮崎県告示第 592号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成19年7月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字七折字徳富10789-1、10898-2
- 指定の目的 水源のかん養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐は、択伐による。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 593号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成19年7月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 保安林予定森林の所在場所 延岡市桑平町 299-1
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は択伐による。
299-1(次の図に示す部分に限る。)
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 594号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成19年7月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町南郷区鬼神野字井手之内 938-1、947-ハ
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は択伐による。
字井手之内 938-1・947-ハ(以上2筆について、次の図に示す部分に限る。)
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 595号

水防法(昭和24年法律第 193号)第16条第1項の規定による水防警報を行う河川を次のとおり指定する。

なお、水防警報を行う河川の指定(平成18年宮崎県告示第 507号)は廃止する。

平成19年7月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

| 水 系 名 | 河 川 名 | 区 間 | |
|-------|-------|-----|--|
| 五ヶ瀬川 | 三ヶ所川 | 左岸 | 西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字下滝下国道赤谷橋から同大字字古園廻淵取水ダムまで |
| | | 右岸 | 西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字赤谷国道赤谷橋から同大字字畦ノ原廻淵取水ダムまで |
| | 五ヶ瀬川 | 左岸 | 西臼杵郡日之影町大字七折字長迫 13612番17地先から延岡市吉野町1818番1地先まで |

| | | | | | | | | | |
|------|------|-----|--|-------|-----------------|---|--|----|-----------------------|
| | 小 川 | 右岸 | 西臼杵郡高千穂町大字向山字水ヶ崎3719番2地先から延岡市三輪町 821番3地先まで | 一ツ瀬川 | 一ツ瀬川 | 番6地先まで | | | |
| | | 左岸 | 東臼杵郡北川町大字川内名字久ヶ瀬 393番地先から北川への合流点まで | | | 右岸 | 児湯郡西米良村大字上米良字榎之口上米良ダム下流端から同村大字村所字広瀬 264番16地先まで | | |
| | | 右岸 | 東臼杵郡北川町大字川内名字茅場 400番地先から北川への合流点まで | | 一ツ瀬川 | 左岸 | 西都市大字穂北字山内杉安橋から海まで | | |
| | | 左岸 | 東臼杵郡北川町大字川内名字八戸前水流布袋尊橋から延岡市川島町3518番2地先まで | | | 右岸 | 西都市大字南方字竹添杉安橋から海まで | | |
| | 北 川 | 右岸 | 東臼杵郡北川町大字川内名字久ヶ畑後山布袋尊橋から延岡市無鹿町3351番3地先まで | | 三 財 川 | 左岸 | 西都市大字上三財字大高野水喰橋から一ツ瀬川への合流点まで | | |
| | | 左岸 | 延岡市宮長町浜砂ダム下流端から同市檜山町一丁目祝子橋まで | | | 右岸 | 西都市大字上三財字水喰水喰橋から一ツ瀬川への合流点まで | | |
| | 祝子川 | 右岸 | 延岡市松山浜砂ダム下流端から同市中川原町五丁目祝子橋まで | | 三 納 川 | 左岸 | 西都市大字三納字川久保観音橋から三財川への合流点まで | | |
| | | 左岸 | 延岡市宮長町浜砂ダム下流端から同市檜山町一丁目祝子橋まで | | | 右岸 | 西都市大字三納字弘谷観音橋から三財川への合流点まで | | |
| | 沖田川 | 沖田川 | 左岸 | | 延岡市小野町早稲田橋から海まで | 石崎川 | 石崎川 | 左岸 | 宮崎市佐土原町下那珂字浮橋有喜橋から海まで |
| | | | 右岸 | | 同 | | | 右岸 | 宮崎市大字広原字稲荷出有喜橋から海まで |
| 五十鈴川 | 五十鈴川 | 左岸 | 東臼杵郡美郷町北郷区字納間字鹿猪谷鹿猪谷橋から同区字納間字琵琶原新辰之元橋まで | 大 淀 川 | 萩 原 川 | 左岸 | 都城市安久町上豊橋から大淀川への合流点まで | | |
| | | 右岸 | 東臼杵郡美郷町北郷区字納間字中原前鹿猪谷橋から同区字納間字竜之元新辰之元橋まで | | | 右岸 | 都城市上長飯町上豊橋から大淀川への合流点まで | | |
| | 五十鈴川 | 左岸 | 東臼杵郡門川町大字川内字下庭谷庭谷川との合流点から海まで | | 沖 水 川 | 左岸 | 北諸県郡三股町大字樺山字稲荷下6084番地先から都城市上川東四丁目沖水橋まで | | |
| | | 右岸 | 東臼杵郡門川町大字川内字安者庭谷川との合流点から海まで | | | 右岸 | 北諸県郡三股町大字長田字山田川原47番3地先から都城市吉尾町沖水橋まで | | |
| 塩見川 | 塩見川 | 左岸 | 日向市大字塩見字壺反田天神橋から海まで | 丸 谷 川 | 左岸 | 都城市山田町山田字山ノ神山ノ神橋から高崎川への合流点まで | | | |
| | | 右岸 | 日向市大字塩見字天神森天神橋から海まで | | 右岸 | 都城市夏尾町山ノ神橋から高崎川への合流点まで | | | |
| 耳 川 | 耳 川 | 左岸 | 日向市東郷町八重原迫野内字河原大内原ダム下流端から海まで | 東 岳 川 | 左岸 | 都城市高城町大井手字霧島元1267番1地先から大淀川への合流点まで | | | |
| | | 右岸 | 日向市東郷町八重原迫野内字荒内大内原ダム下流端から海まで | | 右岸 | 都城市高城町大井手字大迫1231番2地先から大淀川への合流点まで | | | |
| | | 左岸 | 児湯郡西米良村大字上米良字二畝の谷上米良ダム下流端から同村大字村所字三久保 133 | 高 崎 川 | 左岸 | 都城市高崎町大牟田字下向田平田平頭首工から同町縄瀬字中平 965番20地先まで | | | |

| | | | | | | | |
|------|------|----|-------------------------------------|--|-----|-------------------------------------|---------------------------------------|
| | | 右岸 | 都城市高崎町大牟田字平田平頭首工から同町岩満町 889番 2 地先まで | 広渡川 | | 右岸 | 壱町田甲3871番 1 地先から海まで |
| | 本庄川 | 左岸 | 小林市須木大字中原字宮田新平野橋から同市須木大字下田字唐池番屋橋まで | 酒谷川 | 左岸 | 日南市大字酒谷字上床乙 237番地先から広渡川への合流点まで | |
| | | 右岸 | 小林市須木大字中原字平野新平野橋から同市須木大字下田字鶴園番屋橋まで | | 右岸 | 日南市大字酒谷字種子田乙 1853番 4 地先から広渡川への合流点まで | |
| | 岩瀬川 | 左岸 | 小林市大字東方字太鼓橋浜ノ瀬橋から同大字字茶磨川栗巢野橋まで | 細田川 | 左岸 | 日南市大字萩ノ嶺字宮ノ原萩之嶺橋から海まで | |
| | | 右岸 | 小林市大字真方字新田場浜ノ瀬橋から同市大字水流迫字水流前栗巢野橋まで | | 右岸 | 日南市大字萩ノ嶺字川前萩之嶺橋から海まで | |
| | 瓜田川 | 左岸 | 宮崎市高岡町小山田字深坪梅木田橋から大淀川への合流点まで | 渦上川 | 左岸 | 南那珂郡南郷町大字渦上字八幡谷波平瀬橋から海まで | |
| | | 右岸 | 宮崎市高岡町小山田字宗栄司梅木田橋から大淀川への合流点まで | | 右岸 | 南那珂郡南郷町大字渦上字汐入波平瀬橋から海まで | |
| | 大谷川 | 左岸 | 宮崎市大字浮田字出ノ中宮前橋から大淀川への合流点まで | 市木川 | 左岸 | 串間市大字市木字峰ノ迫5596番地先から海まで | |
| | | 右岸 | 同 | | 右岸 | 串間市大字市木字根頃木5748番地先から海まで | |
| | 八重川 | 左岸 | 宮崎市古城町岡ノ原 6 番 1 地先から同市大字田吉字西田西田橋まで | 本城川 | 左岸 | 串間市大字本城字猪ノ久保 3094番 1 地先から海まで | |
| | | 右岸 | 宮崎市源藤町南田68番 1 地先から同市大字田吉字西田西田橋まで | | 右岸 | 串間市大字本城字神ノ川4536番 2 地先から海まで | |
| | 新別府川 | 左岸 | 宮崎市村角町牟田中 233番 1 地先から大淀川への合流点まで | 福島川 | 左岸 | 串間市大字大平字村下河原桂原橋から海まで | |
| | | 右岸 | 宮崎市村角町白拍子1075番 5 地先から大淀川への合流点まで | | 右岸 | 串間市大字西方字村下河原桂原橋から海まで | |
| 清武川 | 清武川 | 左岸 | 宮崎郡清武町大字船引字見極田4235番 1 地先から海まで | 川内川 | 長江川 | 左岸 | えびの市大字西長江浦字田中浜川原橋から同市大字栗下字奈多良第二長江川橋まで |
| | | 右岸 | 宮崎郡清武町大字船引字安ヶ野2331番 4 地先から海まで | | | 右岸 | えびの市大字東長江浦字浜川原浜川原橋から同市大字栗下字鶴田第二長江川橋まで |
| 加江田川 | 加江田川 | 左岸 | 宮崎市大字鏡洲字前田1556番地先から海まで | <div style="text-align: center; background-color: #cccccc; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">公 告</div> <p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、次のとおり国見岳鳥獣保護区内の区域を特別保護地区として指定を行うこととしたので、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定により当該特別保護地区の保護に関する指針案を縦覧に供する。</p> <p>なお、指針案の区域の住民及び利害関係人は、公告の日から起算して14日を経過する日までの間に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p> <p style="text-align: center;">平成19年7月2日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 東国原 英 夫</p> | | | |
| | | 右岸 | 宮崎市大字鏡洲字中山1790番地先から海まで | | | | |
| 広渡川 | | 左岸 | 南那珂郡北郷町大字郷之原字下原甲3713番 3 地先から海まで | | | | |
| | | | 南那珂郡北郷町大字郷之原字 | | | | |

- 1 特別保護地区の名称
国見岳鳥獣保護区特別保護地区
- 2 特別保護地区の区域
東臼杵郡椎葉村所在の三方界国有林のうち 135林班は 1 小
部及びは小班、136林班は小班、137林班ろ小班、138林班ろ
小班、139林班ろ小班、140林班ほ小班及びに小班及びろ 1 小
班、141林班と 1 小班及びに小班及びほ小班及びと 2 小班、142林班
い小班及びり 2 小班及びぬ小班的区域
- 3 特別保護地区の存続期間
平成19年11月 1 日から平成29年10月31日まで
- 4 特別保護地区の保護に関する指針案
定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、
鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影
響を及ぼすことのないよう留意する。

- 5 1 から 4 までに掲げる事項の縦覧場所及び期間
 - (1) 縦覧場所
宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局
 - (2) 期間
平成19年 7 月 2 日から平成19年 7 月17日まで

- 6 意見書の提出先及び期間
 - (1) 提出先
宮崎県環境森林部自然環境課
 - (2) 期間
平成19年 7 月 2 日から平成19年 7 月17日まで

- 7 意見書の記載事項
意見書には、当該特別保護地区における指定についての意見と
ともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所を日本語により記
載すること。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第 4 項において準用する同法第28条第 6 項の規定により、国見岳鳥獣保護区特別保護地区の指定について公聴会を次のとおり開催する。

平成19年 7 月 2 日
宮崎県知事 東国原 英 夫

| 日 時 | 場 所 | 意見を聴こうとする案件 |
|--|---|---------------------------|
| 平成19年 7 月 26日(木) 午後 1 時30分 から | 椎葉村役場 2 階第 2 会議室 東臼杵郡椎葉村大 字下福良1747番地 20 | 国見岳鳥獣保護区特別保護 地区の指定について |

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第 4 項において準用する第 7 条第 4 項の規定により、特定鳥獣保護管理計画に基づくニホンジカの狩猟期間の延長について、次のとおり公聴会を開催する。

平成19年 7 月 2 日
宮崎県知事 東国原 英 夫

| 日 時 | 場 所 | 意見を聴こうとする案件 |
|-----|-----|-------------|
| | | |

| | | |
|--|---|---|
| 平成19年 7 月 25日(木) 午後 1 時30分 から | 県庁 7 号館環境森 林部会議室 宮崎市橋通東 2 丁 目10番 1 号 | 特定鳥獣保護管理計画に基 づくニホンジカの狩猟期間 の延長について |
|--|---|---|

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、田野町八重地区土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成19年 7 月 2 日
宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

| 役 名 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|-----------|-----------------|
| 理 事 長 | 川 越 初 義 | 宮崎市田野町乙 680番地 |
| 副理事長 | 川 越 廉 透 | 宮崎市田野町乙 678番地 |
| 理 事 | 渡 部 道 男 | 宮崎市田野町乙 661番地 |
| 理 事 | 國 部 幸 一 朗 | 宮崎市田野町乙 955番地 1 |
| 理 事 | 岩 城 憲 二 | 宮崎市田野町乙 959番地 |
| 理 事 | 野 田 浩 吉 | 宮崎市田野町乙 13644番地 |
| 理 事 | 蛭 原 巖 | 宮崎市田野町乙 666番地 |
| 理 事 | 日 高 庄 三 | 宮崎市田野町乙1041番地 |
| 理 事 | 西 田 重 利 | 宮崎市田野町乙 13711番地 |
| 総括監事 | 渡 部 利 明 | 宮崎市田野町乙 661番地 1 |
| 監 事 | 國 部 新 一 | 宮崎市田野町乙 955番地 1 |

（任期：平成23年 3 月31日まで）

2 退任した役員

| 役 名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|---------|-----------------|
| 理 事 | 渡 部 利 明 | 宮崎市田野町乙 661番地 1 |
| 理 事 | 國 部 剛 | 宮崎市田野町乙1376番地 1 |
| 理 事 | 岩 城 憲 二 | 宮崎市田野町乙 959番地 |
| 理 事 | 國 部 政 行 | 宮崎市田野町乙 955番地 1 |
| 理 事 | 垂 野 正 己 | 宮崎市田野町乙 13632番地 |
| 理 事 | 野 田 浩 吉 | 宮崎市田野町乙 13644番地 |

| | | |
|-----|---------|-----------------|
| 理 事 | 藤 野 吉 郎 | 宮崎市田野町乙1039番地 |
| 理 事 | 國 部 新 一 | 宮崎市田野町乙 955番地 1 |
| 理 事 | 川 越 初 義 | 宮崎市田野町乙 680番地 |
| 監 事 | 國 部 均 | 宮崎市田野町乙 670番地 |
| 監 事 | 蛭 原 正 浩 | 宮崎市田野町乙 666番地 |

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、
田野町北地区土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について
次のとおり届出があった。

平成19年 7 月 2 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

| 役 名 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|---------|-------------------|
| 理 事 長 | 船ヶ山 信 光 | 宮崎市田野町甲2030番地 2 |
| 副理事長 | 川 越 重 雄 | 宮崎市田野町乙9938番地 1 |
| 理 事 | 長 友 裕 二 | 宮崎市田野町甲2061番地 5 |
| 理 事 | 野 崎 親 一 | 宮崎市田野町乙 11139番地 1 |
| 理 事 | 仕 垣 次 雄 | 宮崎市田野町乙 10130番地 2 |
| 代表監事 | 黒 木 公 明 | 宮崎市田野町乙7731番地 1 |
| 監 事 | 尾 下 豊 | 宮崎市田野町乙9597番地 |

（任期：平成22年 4 月 8 日まで）

2 退任した役員

| 役 名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|---------|------------------|
| 理 事 | 安 藤 秀 秋 | 宮崎市田野町乙9686番地の 2 |
| 理 事 | 川 越 恒 春 | 宮崎市田野町乙9929番地 |
| 理 事 | 野 崎 紘 文 | 宮崎市田野町乙 11132番地 |
| 理 事 | 尾 下 豊 | 宮崎市田野町乙9597番地 |
| 理 事 | 船ヶ山 高 敬 | 宮崎市田野町甲2071番地ロ号 |
| 監 事 | 船ヶ山 信 光 | 宮崎市田野町甲2030番地 2 |
| 監 事 | 平 原 義 盛 | 宮崎市田野町乙9160番地 |

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、
田野町東地区土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について
次のとおり届出があった。

平成19年 7 月 2 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

| 役 名 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|---------|------------------|
| 理 事 長 | 長 倉 良 守 | 宮崎市田野町甲1599番地 1 |
| 副理事長 | 田 中 忠 治 | 宮崎市田野町甲5604番地 4 |
| 理 事 | 長 友 一 孝 | 清武町大字今泉甲4673番地 |
| 理 事 | 古 瀬 康 人 | 宮崎市田野町甲5194番地 1 |
| 理 事 | 長 友 貞 利 | 宮崎市田野町甲4687番地イ |
| 理 事 | 日 高 秀 親 | 宮崎市田野町甲7550番地 1 |
| 理 事 | 加 藤 勝 敏 | 宮崎市田野町甲6175番地イ号 |
| 代表監事 | 川 口 照 美 | 清武町大字今泉甲4672番地 1 |
| 監 事 | 永 井 順 一 | 宮崎市田野町甲5587番地ロ号 |
| 監 事 | 長 友 吉 春 | 宮崎市田野町甲4700番地 1 |

（任期：平成23年 5 月13日まで）

2 退任した役員

| 役 名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|-----------|------------------|
| 理 事 | 渡 邊 友 美 | 宮崎市田野町甲2032番地の 1 |
| 理 事 | 藤 山 博 雪 | 宮崎市田野町甲6166番地 |
| 理 事 | 谷 口 修 一 | 宮崎市田野町甲7511番地 |
| 理 事 | 山ノ上 武 夫 | 宮崎市田野町甲4684番地イ号 |
| 理 事 | 曾 我 篤 美 | 宮崎市田野町甲5610番地の 5 |
| 理 事 | 黒 田 貞 幸 | 清武町大字今泉甲4637番地 2 |
| 理 事 | 若 森 春 美 | 宮崎市田野町甲5228番地の 4 |
| 監 事 | 鍋 倉 義 治 | 宮崎市田野町甲5578番地 |
| 監 事 | 黒 田 奈 良 利 | 清武町大字今泉甲4676番地ロ |
| 監 事 | 日 野 利 博 | 宮崎市田野町甲4676番地 |

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

平成19年7月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

| 地区名 | 市町村名 | 事 業 名 | 完了年月日 |
|-----|------|------------------|------------|
| 内野々 | 都農町 | ふるさと農道緊急整備 事業 | 平成19年5月22日 |

人事委員会公告

平成19年度宮崎県職員採用試験（短期大学卒業程度・高等学校卒業程度）、宮崎県看護師採用試験、宮崎県診療放射線技師採用試験、宮崎県臨床検査技師採用試験を次のとおり実施する。

平成19年7月2日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

1 試験の種類、区分試験、採用予定人員及び職務内容

試験は次の試験の種類（区分試験）ごとに行いますが、このうち希望するいずれか1つの区分試験についてだけ受験できます。なお、受付締切日以後の区分試験及び受験地の変更はできません。

| 試験の種類 | 区分試験 | 採用予定人員 | 職務内容 | |
|-------------|----------|--------|----------------------------|---|
| 職員採用試験 | 短期大学卒業程度 | 栄養士 | 1名程度 | 学校、教育委員会事務局等に勤務し、栄養士の業務に従事します。 |
| | 高等学校卒業程度 | 一般事務 | 9名程度 | 知事部局、教育委員会事務局、企業局、病院局、学校等に勤務し、他の区分試験の対象とならない業務に従事します。 |
| | | 警察事務 | 5名程度 | 警察本部、警察署等に勤務し、警察事務に従事します。この勤務には当直・交替制等の勤務を伴うことがあります。 |
| 看護師採用試験 | | 60名程度 | 県立病院等に勤務し、看護業務に従事します。 | |
| 診療放射線技師採用試験 | | 1名程度 | 県立病院、保健所等に勤務し、専門的業務に従事します。 | |
| 臨床検査技師採用試験 | | 2名程度 | | |

2 受験資格（学歴は問いません。）

(1) 年齢等

| 試験の種類 | 年齢等 |
|----------------------|--|
| 職員採用試験 (短期大学卒業程度) | 昭和55年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた者で、栄養士の区分試験については、栄養士の資格を有する者又は平成20年3月31日までに当該資格を取得見込みの者 |
| 職員採用試験 (高等学校卒業程度) | 昭和61年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた者 |
| 看護師採用試験 | 昭和55年4月2日以降に生まれた者で、看護師免許を有する者又は看護師国家試験（平成19年度実施）に合格し、当該免許を取得見込みの者 |
| 診療放射線技師採用試験 | 昭和53年4月2日以降に生まれた者で、診療放射線技師免許を有する者又は診療放射線技師国家試験（平成19年度実施）に合格し、当該免許を取得見込みの者 |
| 臨床検査技師採用試験 | 昭和53年4月2日以降に生まれた者で、臨床検査技師免許を有する者又は臨床検査技師国家試験（平成19年度実施）に合格し、当該免許を取得見込みの者 |

(注) 資格・免許等を必要とする試験の種類及び区分試験については、資格・免許等が取得できない場合には、採用になりません。

(2) 次のうちいずれか一つに該当する者は受験できません。

- (ア) 日本国籍を有しない者（看護師、診療放射線技師、臨床検査技師を除く。）
- (イ) 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- (ウ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (エ) 宮崎県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (オ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の方法

| 試験 | 試験種目 | 時 間 | 内 容 |
|---------|------------------------------------|-------|---|
| 第 1 次試験 | 教養試験 | 150 分 | 公務員として必要な一般的な知識及び知能についての多枝選択式による筆記試験 [出題数 50 問] |
| | 専門試験 (栄養士・看護師・診療放射線技師・臨床検査技師のみ) | 120 分 | 区分試験に応じた専門的な知識、技術その他の能力についての多枝選択式による筆記試験 (出題分野は別表のとおり) [出題数 40 問] |
| 第 2 次試験 | 作文試験 | 60 分 | 表現力、課題に対する理解力その他の能力についての記述式による筆記試験 |
| | 人物試験 | | 面接試験及び適性検査 |
| | 身体検査 | | 胸部疾患の有無等の健康状態についての医学的検査 |

【別表】専門試験出題分野

| 試験の種類 | 区分試験 | 出 題 分 野 |
|----------------------|------|--|
| 職員採用試験 〔短期大学卒業程度〕 | 栄養士 | 公衆衛生、栄養・臨床栄養、食品・食品衛生、給食管理・調理、栄養指導・教育等 |
| 看護師採用試験 | | 人体の構造と機能(解剖生理学、生化学、栄養学、薬理学、病理学、微生物学)、疾病の成り立ちと回復の促進(解剖生理学、生化学、栄養学、薬理学、病理学、微生物学)、社会保障制度と生活者の健康(公衆衛生学、社会福祉、関係法規)、基礎看護学、在宅看護論、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学(成人看護学の一部、精神保健)等 ※ () は旧カリキュラムによる教育科目の内容 いずれの分野も新カリキュラムの教育内容と旧カリキュラムの教育科目のどちらにも対応して出題する。 |
| 診療放射線技師採用試験 | | 放射線物理学、放射線計測学、基礎医学、放射線生物学(放射線衛生学を含む。)、診療画像機器学(医用工学を含む。)、診療画像検査学・エックス線撮影技術学、医用画像情報学(画像工学を含む。)、核医学検査技術学(放射化学を含む。)、放射線治療技術学、放射線安全管理学等 |
| 臨床検査技師採用試験 | | 公衆衛生学、臨床検査総論(情報科学を含む。)、生理学、病理学(解剖・組織学を含む。)、臨床化学(生化学を含む。)、血液学、免疫・血清学、微生物学(医動物学を含む。) |

4 試験の配点

| 試験の種類・区分試験 | | 試験種目 | | 第 1 次試験 | | 第 2 次試験 | |
|--------------------|--------------|-------|-------|---------|-------|---------|--|
| | | 教養試験 | 専門試験 | 作文試験 | 面接試験 | | |
| 短期大学卒業程度 | 栄養士 | 100 点 | 100 点 | 20 点 | 132 点 | | |
| 高等学校卒業程度 | 一般事務 警察事務 | 100 点 | | 20 点 | 72 点 | | |
| 看護師、診療放射線技師、臨床検査技師 | | 100 点 | 100 点 | 20 点 | 132 点 | | |

5 試験の日時、会場及び合格発表

| 試験 | 日 時 | 試 験 会 場 | 合 格 発 表 |
|-----------------------|---|---|---|
| 第 1 次 試 験 | <p>9月23日(日)</p> <p>受付開始 8:20</p> <p>着 席 8:50</p> <p>試験開始 9:30</p> <p>試験終了</p> <p>— 短期大学卒業程度 ・ 栄養士 15:30</p> <p>— 高等学校卒業程度 ・ 一般事務、警察事務 12:00</p> <p>— 看護師、診療放射線技師 臨床検査技師 15:30</p> | <p>宮崎会場 宮崎県立看護大学</p> <p>都城会場 都城農業高校</p> <p>延岡会場 延岡工業高校</p> <p>日南会場 日南高校</p> | <p>10月3日(水)に県庁正門の掲示板に掲示するほか、合格者のみに文書で通知します。</p> <p>※合格者の受験番号は、合格発表日から県庁ホームページ及びモバイル県庁ホームページ(携帯版)にも掲載します。</p> |
| 第 2 次 試 験 | <p>10月中旬以降に第1次試験合格者に対して実施します。</p> <p>※詳細は第1次試験合格通知書にてお知らせします。</p> | <p>宮崎県庁 (宮崎市橋通東2-10-1)</p> | <p>11月下旬に県庁正門の掲示板に掲示するほか、合格者、不合格者のいずれにも文書で通知します。</p> <p>※合格者の受験番号は、合格発表日から県庁ホームページ及びモバイル県庁ホームページ(携帯版)にも掲載します。</p> |

【注意事項】

- (1) 身体に障がいのある方で、車イスを使用されるなど受験に際して要望のある方は、準備の都合がありますので、受験申込書の「受験の際の要望事項」欄にその内容を必ず記入してください。

※ 点字又は拡大文字による受験ができる場合があります。(障がいの程度により試験時間が一部異なります。また、点字による受験の場合は、試験会場が宮崎会場となります。)

これらの受験を希望される方は、準備の都合がありますので、**受験申込みの前に人事委員会事務局総務課任用担当(電話0985-26-7259)**まで必ずご相談ください。

なお、受付期間が終了した後で、これらの受験を希望されても認められませんのでご注意ください。
- (2) 第1次試験では、受験票・写真票(写真を貼ったもの)、筆記具(HBの鉛筆、消しゴム等)、腕時計、上履き・靴入れ(宮崎・延岡会場は不要)、ゴミ袋等を持参してください。

※ 靴入れは、ビニール袋等で結構です。

※ 試験会場のゴミ箱は使用できません。昼食等のゴミは自分で持ち帰ってください。

※ 午後の試験がある受験者は、昼食をご準備下さい。
- (3) 試験時間中は、携帯電話の電源を切り、バッグ等にしまってください。
- (4) 試験会場の駐車場は使用できませんので、公共交通機関を利用してください。

※ 宮崎会場(宮崎県立看護大学)については駐車場を使用できますが、駐車台数に限りがありますので、できるだけ公共交通機関の利用をお願いします。
- (5) 台風等により、一部の会場で試験実施が困難となった場合は、全会場の日程、開始時刻を変更することがあります。その場合、県職員採用案内ホームページ、モバイル県庁ホームページに情報を掲載する予定ですので、確認をしてください。

6 受験手続

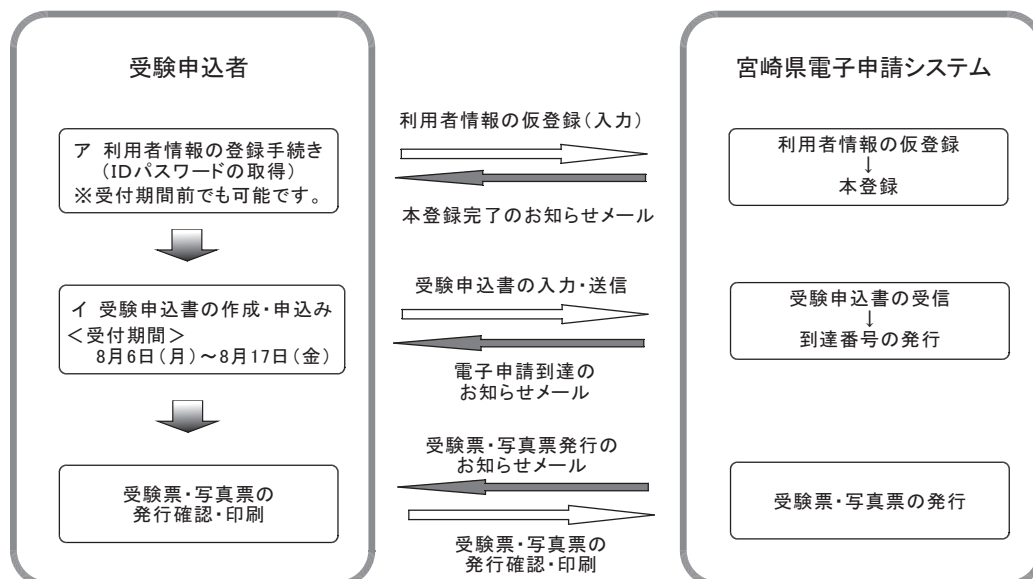
次のうちいずれかの方法で申し込んでください。

なお、インターネットによる申込みが可能な環境にある方は、インターネットによる申込みをお勧めします。

(1) インターネットで申し込む場合 [推奨]

「宮崎県職員採用案内ホームページ」の「電子申請による申込み」からインターネットによる申込みを行うことができます。

| | |
|--------------------------------|--|
| <p>申込方法</p> | <p>「ア 利用者情報の登録」を済ませた上で、「イ 受験申込書の作成・申込み」を行うこととなります。その手続きは次のようになりますので留意してください。</p> <p>ア 利用者情報の登録</p> <p>① 「宮崎県職員採用案内ホームページ」から「電子申請による申込み」にアクセスし、利用者情報の入力・送信（仮登録）を行ってください。 ※ 仮登録は、受付期間前でも可能です。</p> <p>② 仮登録された情報をもとに、県（電子申請システム管理者）が本登録を行います。</p> <p>③ 県は、本登録を完了した後に「本登録完了のお知らせメール」を送信します。 ※ 通常、仮登録の2日後（閉庁日を除く。）までに「本登録完了のお知らせメール」を送信しますが、混雑状況により、日数を要する場合がありますので、仮登録は早めに行ってください。</p> <p>イ 受験申込書の作成・申込み</p> <p>「本登録完了のお知らせメール」が到達しましたら、受付期間内に「宮崎県職員採用案内ホームページ」から「電子申請による申込み」にアクセスし、受験申込書の入力・送信を行ってください。</p> <p>(注) 入力方法、お知らせメールの到達等に関してご不明、ご心配な点がありましたら、以下の問い合わせ先に電話でお問い合わせください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>問い合わせ先 宮崎県人事委員会事務局総務課任用担当 電話 0985(26)7259 受付時間 8:30～17:15(土・日、祝日を除く。)</p> </div> |
| <p>受付期間 〔受験申込書の作成・申込み〕</p> | <p>8月6日(月)～8月17日(金)</p> <p>※ 持参・郵送による申込みとは受付期間が異なりますので注意してください。 ※ 受験申込者側のパソコンの機能停止やインターネットの通信障害等が発生する可能性もありますので、できるだけ時間に余裕を持って申請してください。</p> |
| <p>受験票・写真票の交付</p> | <p>9月14日(金)には受験票・写真票発行についての「お知らせメール」を送信しますので、「宮崎県職員採用案内ホームページ」から「電子申請による申込み」にアクセスし、受験票・写真票を受験者本人のプリンタから印刷の上、写真票に写真(縦4cm×横3cm)を貼って、試験当日に受験票とともに持参してください。</p> |



(2) 持参・郵送にて申し込む場合

| | |
|------------|--|
| 申込方法 | <p>受験申込書は宮崎県人事委員会事務局に直接持参するか、封筒に入れて簡易書留郵便で郵送してください。</p> <p>※ 郵送で申し込む場合は、必ず郵便局の窓口で「簡易書留郵便」にしてください。その際、郵便局窓口で交付される「書留郵便物受領証」は受験票・写真票が到着するまで保管しておいてください。</p> <p>※ 申込書の切手貼付欄に必ず50円切手を貼ってください。(持参・郵送いずれの場合も必要です。)</p> |
| 申込先 | 〒880-0805 宮崎市橘通東1-9-10 (宮崎県庁3号館5階) 宮崎県人事委員会事務局 総務課 |
| 受付期間 | 8月6日(月)～8月24日(金) 8:30～17:15 (土曜・日曜を除く) ※ 郵送の場合は、8月24日(金)入までの消印のあるものに限って受け付けます。 |
| 受験票・写真票の交付 | <p>受験資格審査などの結果、申込書を受理したときは、9月14日(金)までの着信を目処に受験票・写真票を郵送しますので、写真票に写真(縦4cm×横3cm)を貼って、受験票とともに試験当日に持参してください。</p> <p>9月14日(金)までに受験票・写真票が到着しない場合は、早急に宮崎県人事委員会事務局総務課(電話0985-26-7259)まで連絡してください。</p> |

※ 簡易書留郵便で郵送する場合は、封筒の表側に「短大卒程度受験」、「高卒程度受験」、「看護師受験」、「診療放射線技師受験」、「臨床検査技師受験」のいずれかを赤字で記入し、裏側に住所、氏名を明記してください。

※ 高卒程度受験の場合は、裏側に受験する区分試験名を赤字で記入してください。

※ 受験申込書は折り曲げないようにしてください。

(表)

(A4サイズ・角形2号)

「短大卒程度受験」、「高卒程度受験」、「看護師受験」、「診療放射線技師受験」、「臨床検査技師受験」のいずれかを赤字で記入してください。

(裏)

高卒程度受験の場合は、受験する区分試験名を赤字で記入してください。

7 合格から採用まで

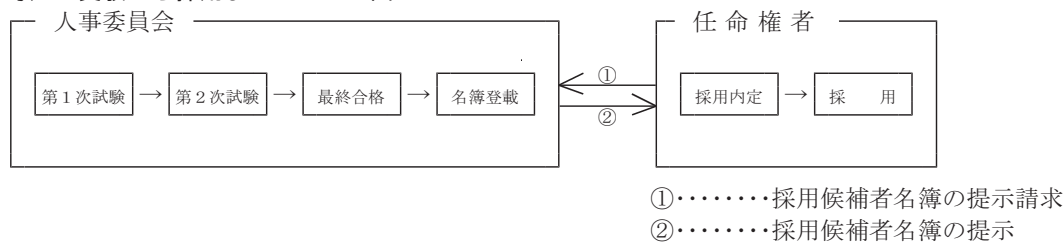
最終合格者は試験の種類又は区分試験ごとに作成する採用候補者名簿（原則として1年間有効）に登載されます。

任命権者（知事、病院局長、教育委員会、警察本部長等）は、この名簿の中から採用者を決定します。

この名簿からの採用は原則として平成20年4月1日ですが、場合によっては、それ以前に採用されることがあります。また、資格・免許等が必要とされる職については、該当する資格・免許等を取得した日以降に採用となります。

なお、合格者は採用予定数よりも多く決定されることもありますので、試験に合格しても採用されない場合があります。

（参考） 受験から採用までのフロー図



8 給与・勤務条件等

(1) 給与

給与は原則として次の給料（平成19年4月1日現在）が支給されるほか、通勤手当、扶養手当等がそれぞれの手当の支給条件に応じて支給されます。

ア 給料

| | | |
|-------------|-----------------|-----------------------|
| 短大卒業程度(栄養士) | 医療職給料表(二)1級11号給 | 154,200円(短大新卒の場合) |
| 高等学校卒業程度 | 行政職給料表1級5号給 | 138,400円(高校新卒の場合) |
| 看護師 | 医療職給料表(三)2級5号給 | 186,700円(短大(3年)新卒の場合) |
| 診療放射線技師 | 医療職給料表(二)1級17号給 | 165,000円(短大(3年)新卒の場合) |
| 臨床検査技師 | 医療職給料表(二)1級17号給 | 165,000円(短大(3年)新卒の場合) |

※ この金額は、見直されることがあります。

※ この金額は、新規卒業者を基準にしたものであり、これを超える学歴、職務経験年数がある方については、定められた基準に従って、上位の号給が支給されます。

イ 諸手当

| | |
|---------|-----------------|
| 住居手当 | 借家等に住む場合 |
| 通勤手当 | 交通機関等を利用する場合 |
| 期末・勤勉手当 | 1年間に給料等の4.45か月分 |

(2) 勤務条件

ア 短期大学卒業程度：原則として土曜日・日曜日は休みとなっています。

イ 高等学校卒業程度：原則として土曜日・日曜日は休みとなっています。

ただし、警察事務は、当直・交替制等の勤務を伴うことがあります。

ウ 看護師：基本的に週休2日制をとっています。

エ 診療放射線技師：原則として土曜日・日曜日は休みとなっています。

オ 臨床検査技師：原則として土曜日・日曜日は休みとなっています。

(3) 休暇

年20日の年次休暇（初年度は15日）のほか主なものとして次のような有給休暇があります。

| | |
|------|--------|
| 夏季休暇 | 3日間 |
| 結婚休暇 | 7日間 |
| 病気休暇 | 最高90日間 |

(4) その他

県内の主要な公署のある市町には、公舎や独身寮がおおむね整備されています。

9 試験実施状況

平成 18 年度試験実施結果

| 試験の種類 | | 区分試験 | 採用 予定数 (人) | 1次試験 受験者数 A (人) | 最 終 合格者数 B (人) | 競争倍率 A/B (倍) |
|-------------|----------|-------|-------------------|-----------------------|----------------------|-----------------|
| 職員採用 試験 | 短期大学卒業程度 | 栄 養 士 | 2 | 66 | 2 | 33.0 |
| | 高等学校卒業程度 | 一般事務 | 4 | 175 | 4 | 43.8 |
| | | 警察事務 | 6 | 111 | 8 | 13.9 |
| 看護師採用試験 | | | 28 | 74 | 32 | 2.3 |
| 診療放射線技師採用試験 | | | ※平成18年度は実施していません。 | | | |
| 臨床検査技師採用試験 | | | 1 | 27 | 1 | 27.0 |

(注1) 採用予定数は最終合格者の決定時点のものです。

(注2) 最終合格者数は「第2次試験合格者数」であり、「採用候補者名簿登載者数」と同じです。

10 試験結果の開示について

この試験の結果については、宮崎県個人情報保護条例第26条第1項の規定に基づく口頭による開示請求をすることができます。

受験者本人(代理人は不可)が受験票及び本人であることを証明する顔写真付きの書類(運転免許証、旅券、学生証等)を持参のうえ、午前8時30分(合格発表日のみ午前10時)から午後5時15分までの間に人事委員会事務局へ直接おいください。

※ 土曜日、日曜日及び祝日には、受け付けておりません。

※ 電話、はがき等による開示請求はできません。

| 試 験 | 開示請求 できる人 | 開 示 内 容 | 開 示 期 間 | 開 示 場 所 |
|-------|-----------------|---------------------------|----------------------|-----------------------|
| 第1次試験 | 第1次試験 不合格者本人 | 試験種目別得点及び 総合順位 | 合格発表の日から 起算して6月の間 | 人事委員会事務局 (県庁3号館5階) |
| 第2次試験 | 第2次試験 受験者本人 | 試験種目別得点及び 第2次試験までの総合順位 | | |

11 試験問題の例題について

試験問題の例題については、宮崎県庁ホームページから宮崎県職員採用案内ホームページにアクセスし、「試験例題」のページをご覧ください。

宮崎県庁ホームページアドレス [<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/>]

12 試験関係情報の提供(緊急連絡)について

台風による試験日程変更等の緊急連絡を、宮崎県職員採用案内ホームページ「お知らせ」欄及び携帯電話のモバイル県庁ホームページに掲載することがあります。

モバイル県庁ホームページアドレス
[<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/m/>]

QRコード読み取り機能付の携帯電話をお使いの方は、右のQRコードにてアドレス登録ができます。



平成19年度警察官B（男性）採用共同試験及び平成19年度宮崎県
警察官B（女性）採用試験を次のとおり実施する。

平成19年7月2日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

1 採用予定人員

| 試験名 | 宮崎県 | 警視庁 | 滋賀県 | 大阪府 | 職務内容 |
|--------------|-----------|----------|----------|----------|--|
| 警察官B (男性) | 23人 程度 | 2人 程度 | 2人 程度 | 2人 程度 | 国民の生命・身体・財産の保護、犯罪の予防・捜査、被疑者の逮捕、交通の取締り、その他公共の安全と秩序維持のための職務に従事します。 |
| 警察官B (女性) | 3人 程度 | | | | |

(注意事項)

- 警察官B(男性)採用共同試験については、宮崎県と警視庁、滋賀県、大阪府警察本部が共同して実施するもので、受験申込書の志望都府県欄には、この4都府県のうちから2つ(第1志望・第2志望)までを選択して記入することができます。ただし、宮崎県を第2志望とすることはできません。なお、宮崎県第1志望で第1次試験に合格した場合は、第2志望はなかったものとみなします。
- 受験申込受付締切日後の志望都府県の変更はできません。
- 警察官B(女性)採用試験については、宮崎県以外の都府県を志望することはできません。

2 受験資格

(1) 学歴・年齢等

| | | |
|--------------|-------|------------------------------|
| 警察官B (男性) | 年齢・性別 | 昭和55年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた男性 |
| 警察官B (女性) | 年齢・性別 | 昭和55年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた女性 |

※ 学校教育法に規定する大学(短期大学を除く。)の卒業者(平成20年3月末日までに卒業見込みの者を含む。)又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者は受験できません。

(2) 次のうちいずれか一つに該当する者は受験できません。

- 日本国籍を有しない者
- 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 志望する都府県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験日・試験種目・試験地等

| 試験 | 試験種目 | 試験日 | 試験地 | 試験会場 |
|-----------|----------------------|---|--------------------------|--|
| 第1次 試験 | 教養試験 | 10月14日(日) 受付開始 8:20 試験室入室 8:50 試験 9:30~12:00 | 宮崎市 都城市 延岡市 日南市 | 宮崎会場 宮崎県立看護大学 都城会場 都城農業高校 延岡会場 延岡工業高校 日南会場 日南高校 |
| | 体力検査 身体測定 身体検査 | 10月下旬 | 宮崎市 | 体力検査等受検該当通知書により、 通知します。 (※1) |
| 第2次 試験 | 適性検査 作文試験 | 11月中旬 | 宮崎市 | 第1次試験合格通知書により、 通知します。 (※2) |
| | 面接試験 | 11月下旬 | | |

※1 宮崎県を第1志望とする受験者のうち、教養試験で一定の基準を満たした者のみ体力検査等受検該当者として、体力検査等受検該当通知書を送付します。

※2 他都府県の第2次試験は、それぞれの都府県が実施しますので、試験日、試験地等については、当該都府県から直接本人に通知があります。

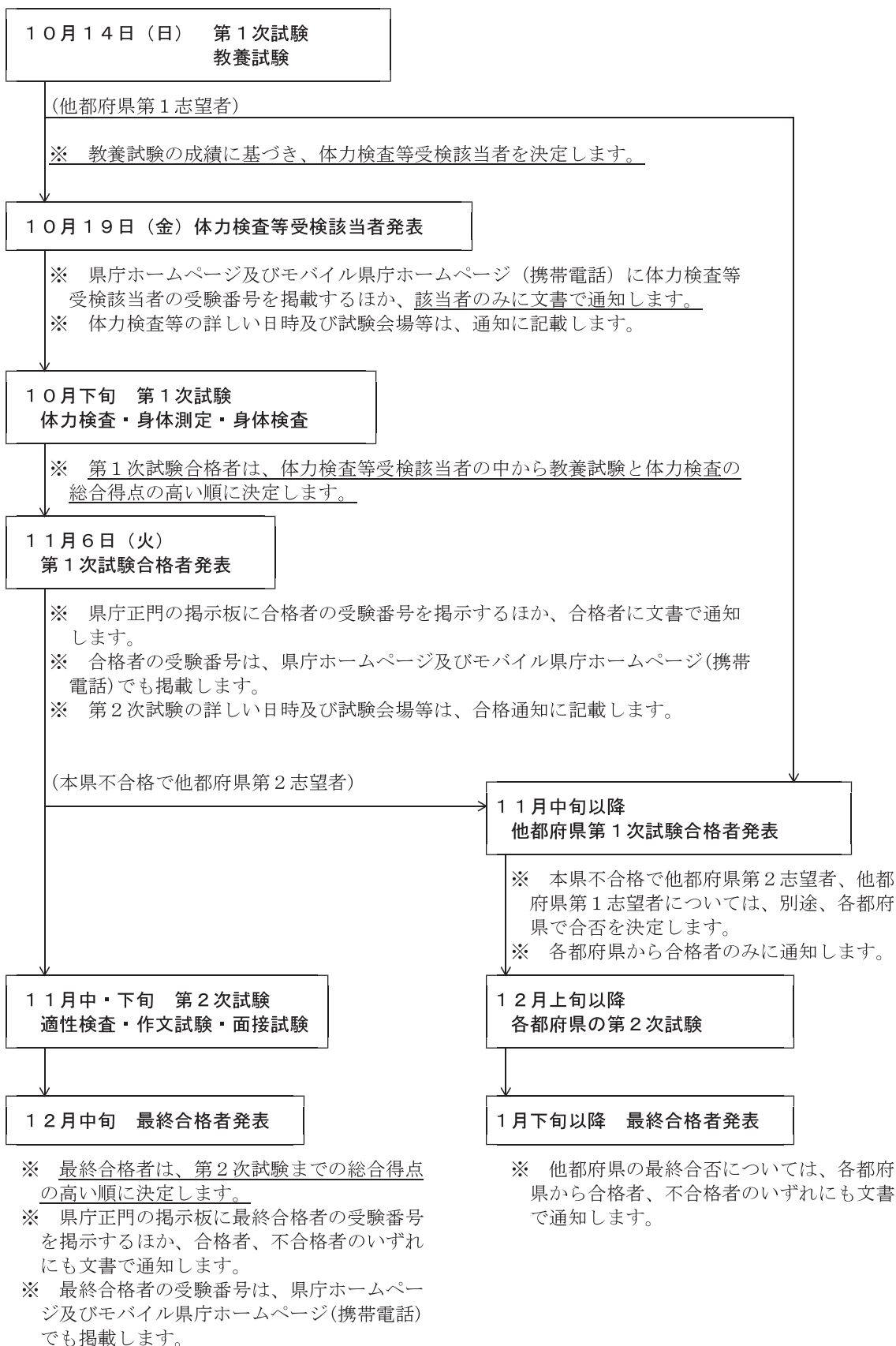
※3 台風等により、一部の会場で試験実施が困難となった場合は、全会場の日程、開始時刻を変更することがあります。その場合、県職員採用案内ホームページ、モバイル県庁ホームページに情報を掲載する予定ですので、確認してください。

4 試験の方法

| 試 験 | 試験種目 | 配 点 | 内 容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|--------------------------------|--|--|-----------------------|-------------------|--|-----|-----|-----|-------------|-------------|---------|-----------|-----------|---------|-----------|--------|-------|--------------------------------|---------|--------|--------------|-------------|-------------|--------------|-------|-----------|---------------------|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|----|-----------|-----------|------------|
| 第 1 次 試 験 | 教養試験 (150分) | 100点 | 警察官として必要な一般的な知識及び知能についての多枝選択式による筆記試験〔出題数 5 0 問〕 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 身体測定 | — | 警察官として職務遂行に必要な身体を有するかどうかについての測定 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種 目</th> <th colspan="2">宮 崎 県 に お け る 基 準</th> </tr> <tr> <th>男 性</th> <th>女 性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身 長</td> <td>1 6 0 cm 以上</td> <td>1 5 5 cm 以上</td> </tr> <tr> <td>体 重</td> <td>4 7 kg 以上</td> <td>4 5 kg 以上</td> </tr> <tr> <td>胸 囲</td> <td>7 8 cm 以上</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>視 力</td> <td colspan="2">両眼とも裸眼視力が0.6以上又は両眼とも矯正視力が1.0以上</td> </tr> <tr> <td>色 覚</td> <td colspan="2">職務遂行に支障のないこと</td> </tr> <tr> <td>聴 力</td> <td colspan="2">職務遂行に支障のないこと</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td colspan="2">職務遂行に支障のない身体状態であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ <u>上記種目のうち、1種目でも基準に満たない場合は、教養試験、体力検査の結果にかかわらず、不合格となります。</u> ※ 身体測定の基準（男性）は、志望都府県によって若干異なります。</p> | 種 目 | 宮 崎 県 に お け る 基 準 | | 男 性 | 女 性 | 身 長 | 1 6 0 cm 以上 | 1 5 5 cm 以上 | 体 重 | 4 7 kg 以上 | 4 5 kg 以上 | 胸 囲 | 7 8 cm 以上 | — | 視 力 | 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は両眼とも矯正視力が1.0以上 | | 色 覚 | 職務遂行に支障のないこと | | 聴 力 | 職務遂行に支障のないこと | | その他 | 職務遂行に支障のない身体状態であること | | | | | | | | | |
| | 種 目 | 宮 崎 県 に お け る 基 準 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 男 性 | 女 性 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 身 長 | 1 6 0 cm 以上 | 1 5 5 cm 以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 体 重 | 4 7 kg 以上 | 4 5 kg 以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 胸 囲 | 7 8 cm 以上 | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 視 力 | 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は両眼とも矯正視力が1.0以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 色 覚 | 職務遂行に支障のないこと | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 聴 力 | 職務遂行に支障のないこと | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 職務遂行に支障のない身体状態であること | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 体力検査 | 35点 | 敏しょう性、持久性、柔軟性等、警察官として職務遂行に必要な体力についての実地検査 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種 目</th> <th colspan="3">宮 崎 県 に お け る 最 低 基 準</th> </tr> <tr> <th>男 性</th> <th>女 性</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>腕立て伏せ</td> <td>2 0 回以上</td> <td>1 0 回以上</td> <td>2 秒間に 1 回</td> </tr> <tr> <td>上体起こし</td> <td>2 0 回以上</td> <td>1 0 回以上</td> <td>3 0 秒間</td> </tr> <tr> <td>反復横跳び</td> <td>4 0 回以上</td> <td>3 5 回以上</td> <td>2 0 秒間</td> </tr> <tr> <td>立ち幅跳び</td> <td>2 0 0 cm 以上</td> <td>1 6 0 cm 以上</td> <td>2 回測定</td> </tr> <tr> <td>長座体前屈</td> <td>4 3 cm 以上</td> <td>4 3 cm 以上</td> <td>2 回測定</td> </tr> <tr> <td>20mシャトルラン</td> <td>4 5 折返し以上</td> <td>3 0 折返し以上</td> <td>2 0 m 往復走</td> </tr> <tr> <td>握力</td> <td>3 5 kg 以上</td> <td>2 5 kg 以上</td> <td>2 回測定・左右平均</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ <u>上記の最低基準を満たした受験者は、各検査種目ごと 5 点を満点とし、結果に応じて段階的に配点されます。</u> ※ <u>上記種目のうち、3種目以上基準に満たない場合は、教養試験、身体測定の結果にかかわらず、不合格となります。</u></p> | 種 目 | 宮 崎 県 に お け る 最 低 基 準 | | | 男 性 | 女 性 | 摘 要 | 腕立て伏せ | 2 0 回以上 | 1 0 回以上 | 2 秒間に 1 回 | 上体起こし | 2 0 回以上 | 1 0 回以上 | 3 0 秒間 | 反復横跳び | 4 0 回以上 | 3 5 回以上 | 2 0 秒間 | 立ち幅跳び | 2 0 0 cm 以上 | 1 6 0 cm 以上 | 2 回測定 | 長座体前屈 | 4 3 cm 以上 | 4 3 cm 以上 | 2 回測定 | 20mシャトルラン | 4 5 折返し以上 | 3 0 折返し以上 | 2 0 m 往復走 | 握力 | 3 5 kg 以上 | 2 5 kg 以上 | 2 回測定・左右平均 |
| 種 目 | 宮 崎 県 に お け る 最 低 基 準 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 男 性 | 女 性 | 摘 要 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 腕立て伏せ | 2 0 回以上 | 1 0 回以上 | 2 秒間に 1 回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 上体起こし | 2 0 回以上 | 1 0 回以上 | 3 0 秒間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 反復横跳び | 4 0 回以上 | 3 5 回以上 | 2 0 秒間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 立ち幅跳び | 2 0 0 cm 以上 | 1 6 0 cm 以上 | 2 回測定 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 長座体前屈 | 4 3 cm 以上 | 4 3 cm 以上 | 2 回測定 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 20mシャトルラン | 4 5 折返し以上 | 3 0 折返し以上 | 2 0 m 往復走 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 握力 | 3 5 kg 以上 | 2 5 kg 以上 | 2 回測定・左右平均 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 身体検査 | — | 胸部疾患の有無等の健康状態についての医学的検査 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第 2 次 試 験 | 適性検査 | — | 警察官としての職務遂行に必要な適性についての検査 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 作文試験 (60分) | 20点 | 表現力、課題に対する理解力その他の能力をみるための筆記試験 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 面接試験 | 93点 | 人柄、性向等についての面接試験 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

- (注) 1 第 1 次試験の教養試験では、受験票・写真票(写真を貼ったもの)、筆記具(HBの鉛筆、消しゴム等)、腕時計、上履き・靴入れ(宮崎・延岡会場は不要)、ゴミ袋等を持参してください。
 ※靴入れは、ビニール袋等で結構です。
 ※試験会場のゴミ箱は使用できません。ゴミは各自で持ち帰ってください。
- 2 試験時間中は、携帯電話の電源を切り、バッグ等にしまってください。
- 3 試験種目、配点並びに教養試験以外の内容は、志望都府県によって異なります。

5 合格者の決定方法



6 受験手続

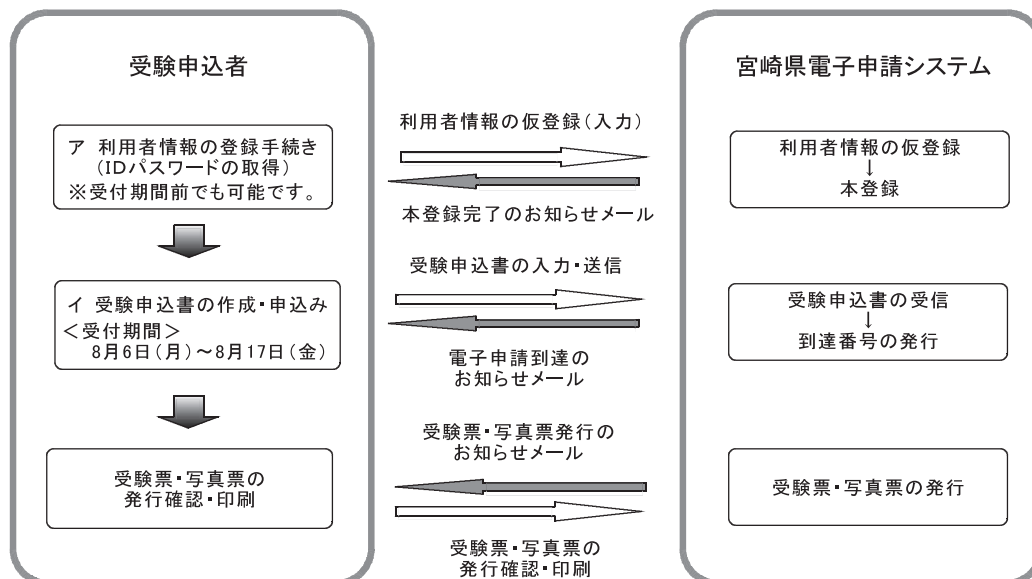
次のうちいずれかの方法で申し込んでください。

なお、インターネットによる申込みが可能な環境にある方は、インターネットによる申込みをお勧めします。

(1) インターネットで申し込む場合 【推奨】

「宮崎県職員採用案内ホームページ」の「電子申請による申込み」からインターネットによる申込みを行うことができます。

| | |
|------------------------------|--|
| <p>申込方法</p> | <p>「ア 利用者情報の登録」を済ませた上で、「イ 受験申込書の作成・申込み」を行うこととなります。その手続きは次のようになりますので留意してください。</p> <p>ア 利用者情報の登録</p> <p>① 「宮崎県職員採用案内ホームページ」から「電子申請による申込み」にアクセスし、利用者情報の入力・送信（仮登録）を行ってください。 ※ 仮登録は、受付期間前でも可能です。</p> <p>② 仮登録された情報をもとに、県（電子申請システム管理者）が本登録を行います。</p> <p>③ 県は、本登録を完了した後に「本登録完了のお知らせメール」を送信します。 ※ 通常、仮登録の2日後（閉庁日を除く。）までに「本登録完了のお知らせメール」を送信しますが、混雑状況により、日数を要する場合がありますので、仮登録は早めに行ってください。</p> <p>イ 受験申込書の作成・申込み</p> <p>「本登録完了のお知らせメール」が到達しましたら、受付期間内に「宮崎県職員採用案内ホームページ」から「電子申請による申込み」にアクセスし、受験申込書の入力・送信を行ってください。</p> <p>(注) 入力方法、お知らせメールの到達等に関してご不明、ご心配な点がありましたら、以下の問い合わせ先に電話でお問い合わせください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>問い合わせ先 宮崎県人事委員会事務局総務課任用担当 電話 0985(26)7259 受付時間 8:30～17:15(土・日、祝日を除く。)</p> </div> |
| <p>受付期間 受験申込書の作成・申込み</p> | <p>8月6日(月)～8月17日(金)</p> <p>※ 持参・郵送による申込みとは受付期間が異なりますので注意してください。 ※ 受験申込者側のパソコンの機能停止やインターネットの通信障害等が発生する可能性もありますので、できるだけ時間に余裕を持って申請してください。</p> |
| <p>受験票・写真票の交付</p> | <p>10月5日(金)には受験票・写真票発行についての「お知らせメール」を送信しますので、「宮崎県職員採用案内ホームページ」から「電子申請による申込み」にアクセスし、受験票・写真票を受験者本人のプリンタから印刷の上、写真票に写真(縦4cm×横3cm)を貼って、試験当日に受験票とともに持参してください。</p> |



(2) 持参・郵送にて申し込む場合

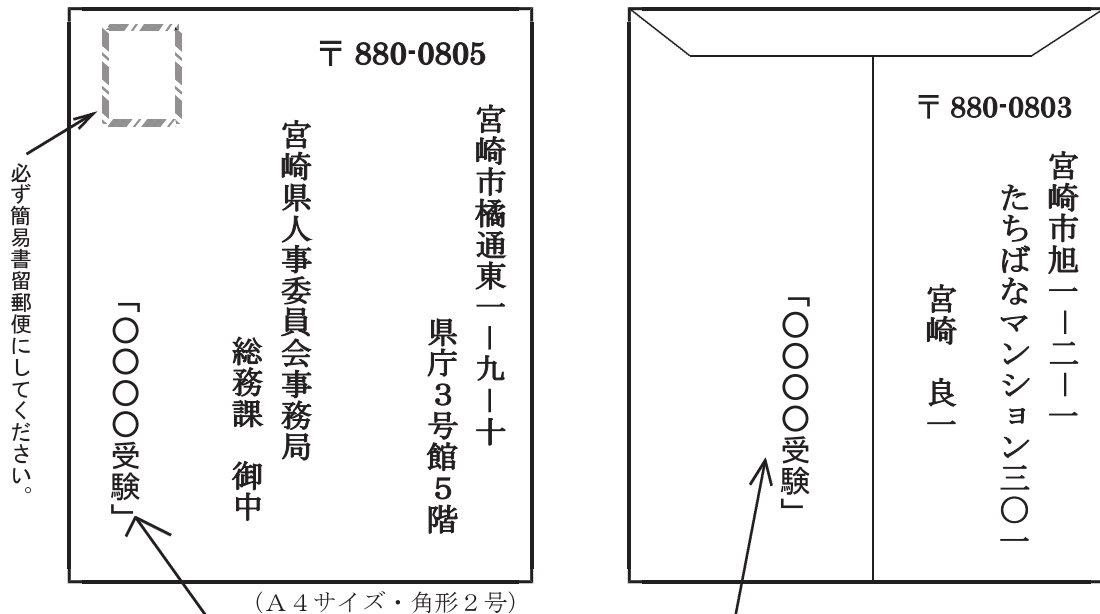
| | |
|------------|--|
| 申込方法 | <p>受験申込書は宮崎県人事委員会事務局に直接持参するか、封筒に入れて簡易書留郵便で郵送してください。</p> <p>※ 郵送で申し込む場合は、必ず郵便局の窓口で「簡易書留郵便」にしてください。その際、郵便局窓口で交付される「書留郵便物受領証」は受験票・写真票が到着するまで保管しておいてください。</p> <p>※ 申込書の切手貼付欄に必ず 50 円切手を貼ってください。(持参・郵送いずれの場合も必要です。)</p> |
| 申込先 | 〒 880-0805 宮崎市橘通東 1-9-10 (宮崎県庁 3 号館 5 階) 宮崎県人事委員会事務局 総務課 |
| 受付期間 | 8 月 6 日 (月) ~ 8 月 24 日 (金) 8:30 ~ 17:15 (土曜・日曜を除く) ※ 郵送の場合は、 <u>8 月 24 日 (金) までの消印のあるもの</u> に限り受け付けます。 |
| 受験票・写真票の交付 | <p>受験資格審査などの結果、申込書を受理したときは、10 月 5 日 (金) までの着信を目処に受験票・写真票を郵送しますので、写真票に写真 (縦 4 cm × 横 3 cm) を貼って、受験票とともに試験当日に持参してください。</p> <p>10 月 5 日 (金) までに受験票・写真票が到着しない場合は、早急に宮崎県人事委員会事務局総務課 (電話 0985-26-7259) まで連絡してください。</p> |

※ 簡易書留郵便で郵送する場合は、封筒の表と裏に「警察官 B (男性) 受験」又は「警察官 B (女性) 受験」と赤字で記入し、裏側に住所、氏名を明記してください。

※ 受験申込書は折り曲げないようにしてください。

(表)

(裏)



(A 4 サイズ・角形 2 号)

「警察官 B (男性) 受験」または「警察官 B (女性) 受験」と赤字で記入してください。

7 合格から採用まで

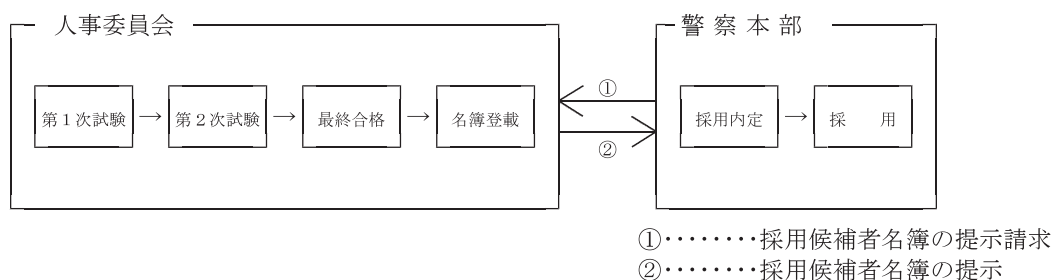
最終合格者は、各都府県の採用候補者名簿（原則として1年間有効）に登載されます。

各都府県の任命権者（警察本部長又は警視總監）は、この名簿の中から採用者を決定しますが、宮崎県以外の都府県については、手続きが異なるところもありますので、各都府県の試験案内をご覧ください。

採用の時期は、原則として平成20年4月以降ですが、警察官B（男性）採用共同試験の合格者については、それ以前に採用されることがあります。

合格者は採用予定数よりも多く決定されることもありますので、試験に合格しても採用されない場合があります。

（参考1） 宮崎県の場合のフロー図



（参考2） 宮崎県の平成18年度試験結果

| 試験種類 | 採用予定数 (人) | 第1次試験 受験者数 | 最終合格者数 | 競争倍率 A/B (倍) |
|-----------|--------------|---------------|--------|-----------------|
| | | A (人) | B (人) | |
| 警察官B (男性) | 33人程度 | 256 | 34 | 7.5 |
| 警察官B (女性) | 4人程度 | 81 | 4 | 20.3 |

(注) 採用予定数は最終合格者の決定時点のものです。

8 給与・勤務条件等

(1) 採用後の進路

採用後は巡査に任命され、各都府県警察学校に入校し、10か月間の初任科教養を受け、終了後は巡査として勤務します。

なお、採用後は昇任試験制度等によりさらに上級警察官への道が開かれています。

(2) 給 与

給料等の月額由各都府県によって異なりますが、宮崎県の場合、短期大学新規卒業の場合で月額173,300円、高等学校新規卒業の場合で月額159,600円が支給されます。

その他期末手当、勤勉手当、扶養手当等がそれぞれの手当支給要件に応じて支給されます。

(給料等の月額は平成19年4月1日現在)

* 宮崎県以外の都府県の給料等については、各都府県にお問い合わせください。

(3) 勤務条件・休暇等

勤務は基本的に週休2日制をとっています。休暇は年20日の年次休暇のほかにも、夏季休暇、結婚休暇、病気休暇などの特別休暇があります。

9 試験結果の開示について

この試験の結果については、宮崎県個人情報保護条例第 26 条第 1 項の規定に基づく口頭による開示請求をすることができます。

受験者本人（代理人は不可）が受験票及び本人であることを証明する顔写真付きの書類（運転免許証、旅券、学生証等）を持参のうえ、午前 8 時 30 分（合格発表日のみ午前 10 時）から午後 5 時 15 分までの間に人事委員会事務局へ直接おいでください。

※ 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日には、受け付けておりません。

※ 電話、はがき等による開示請求はできませんので、ご注意ください。

| 試 験 | 開示請求 できる人 | 開示内容 | 開示期間 | 開示場所 |
|---------|------------------------------|--------------------------|---------------------------------|---------------------------|
| 第 1 次試験 | 第 1 次試験不合格者本人 (注) | 得点及び順位 | 宮崎県の 合格発表日 から起算し て 6 月 | 人事委員会事務局 (県庁 3 号館 5 階) |
| 第 2 次試験 | 第 2 次試験受験者本人 ※他県第 2 志望者も可 | 第 2 次試験までの総合 得点及び総合順位 | | |

(注) 他都府県を第 2 志望とした第 1 次試験不合格者は、第 2 志望先の最終合格発表日（第 2 志望先の第 1 次試験不合格者の場合は第 2 志望先の第 1 次試験合格発表日）から本県第 1 次試験の結果の開示期間が終了する日（平成 20 年 5 月 7 日（水））まで開示請求することができます。

10 試験問題の例題について

試験問題の例題については、県庁ホームページ（県職員採用案内）をご覧ください。

宮崎県庁ホームページアドレス [<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/>]

11 試験関係情報の提供（緊急連絡）について

台風による試験日程変更等の緊急連絡を、県職員採用案内ホームページ「お知らせ」欄及び携帯電話のモバイル県庁ホームページに掲載することがあります。

モバイル県庁ホームページアドレス
[<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/m/>]

QRコード読み取り機能付の携帯電話をお使いの方は、右のQRコードにてアドレス登録ができます。



12 その他

この試験についての問い合わせは、宮崎県人事委員会事務局総務課（TEL 0985-26-7259）、警察官の職務等に関する問い合わせは、宮崎県警察本部警務課（フリーダイヤル 0120-032-314）にしてください。